

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	国土交通省
要望項目名	災害ハザードエリアからの移転促進のための課税標準に係る特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>都市再生特別措置法においては、災害ハザードエリアから立地適正化計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域への住宅又は施設の移転を促進するため、市町村が移転者の移転先等をコーディネートする居住誘導区域等権利設定等促進計画（以下「防災移転支援計画」という。）を作成し、移転者等の土地・建物の所有権等の取得について権利設定等を一括で行う制度を設けている。</p> ・特例措置の内容 <p>上記不動産の取得に係る不動産取得税の課税標準から1/5を控除する特例措置の適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p> 	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第11条第15項 ・都市再生特別措置法第109条の7～第109条の13 	
減収見込額	[初年度] — (▲3.2) [平年度] — (▲3.2) [改正増減収額] —	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、水害等災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>災害による被害を事前に防ぐためには、災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転を促進することが重要である。近年、災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、市町村においては防災まちづくりの意識が一層高まっており、防災指針の策定等の取組が進んでいるとともに、地域住民の防災意識も高まっており、移転に向けた議論を行っている地域が増加している。一方、移転に当たっては、移転費用や移転先確保等が課題となり議論が進みにくいケースも多く存在していることから、移転先等について市町村がコーディネートするとともに、移転に係る税負担軽減のための措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	居住誘導区域等権利設定等促進事業を立地適正化計画に位置付ける市町村数を令和12年度末までに40市町村とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	居住誘導区域等権利設定等促進事業を立地適正化計画に位置付ける市町村数を令和8年度末までに30市町村とする。
		政策目標の達成状況	令和5年度：11市町村
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：10件 令和8年度：5件	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置による移転先等についての市町村のコーディネートや、移転に係る諸費用が減税されることで、移転に当たっての議論を円滑化し、災害ハザードエリアから居住誘導区域等への移転を促進する。それによって都市における居住の安全確保等を図り、災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置（登録免許税）	
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 (令和7年度予算概算要求額 6,089 億円の内数)	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本特例措置は、災害ハザードエリアから移転しようとする者に対して居住誘導区域等のより安全なエリアの土地・建物取引のインセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアに既に立地する住宅・施設等の自主的な移転を促進しようとするものである。	
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、防災移転支援計画に基づく土地・建物取引について、減税の形で住民等に直接かつ即時のインセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアから居住誘導区域等のより安全なエリアへの自主的な移転促進を図ろうとするものであり、必要な措置である。なお、防災やコンパクトシティに資するものとして市町村がコーディネートした移転に対象が限定されているため、必要最低限の措置である。	

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度：0件 令和4年度：0件 令和5年度：0件
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 適用総額の種類 : 課税標準（不動産の価格） ② 適用実績（千円） : 令和3年度 0千円 令和4年度 0千円</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	現時点では特例措置の適用実績はないが、前回要望以降、立地適正化計画に居住誘導区域等権利設定等促進事業を記載する市町村は着実に増加しており、今後、防災移転支援計画の作成や当該計画に基づく防災移転の取組が推進される効果がある。
	前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画を作成する市町村数を令和6年度末までに600市町村とする。 防災移転支援計画を作成する市町村数を増加させる。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画を作成する市町村数は、令和3年度448市町村、令和4年度504市町村、令和5年12月現在では537市町村と着実に増加しており、前回要望時の目標は概ね達成に向け進捗している。 前回要望時点では、立地適正化計画に居住誘導区域等権利設定等促進事業を記載する市町村が1市町村のみであり、当該市町村では具体的な防災移転の調整に時間を要し防災移転支援計画の作成に至らなかった。ただし、現在では、本事業を記載する市町村数が着実に増加しているため（11市町村）、今後においては、防災移転支援計画の作成や当該計画に基づく防災移転の取組が推進されることが見込まれる。
これまでの要望経緯		令和3年度 創設 令和5年度 延長